

熱中症に関する今年度の取組結果について

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
地球環境局総務課研究調査室

1. 熱中症関係省庁連絡会議の開催

熱中症対策に関係する省庁の緊密な連携を確保し、効率的・効果的な施策の検討及び情報交換を行うことを目的として、熱中症関係省庁連絡会議を設置。平成 28 年より連絡会議として報道機関向け勉強会を開催し、平成 30 年も継続。5 月に平成 30 年度 第 1 回 熱中症関係省庁連絡会議を開催。

今夏の酷暑及び熱中症発生の状況を受けて、関係各省庁における熱中症対策のより一層の連携・推進に資するため、8 月に平成 30 年度 第 2 回 熱中症関係省庁連絡会議を開催。構成員に、これまでの構成省庁（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省(事務局)）に加えて、新たに経済産業省、国土交通省、観光庁が参加。

2. 熱中症予防強化月間の延長

熱中症関係省庁連絡会議において例年 7 月に設定している熱中症予防強化月間について、今夏の酷暑及び熱中症発生の状況を受けて、平成 25 年の同月間設置以来、初めて、8 月まで延長することを決定。

3. 事務連絡の発出

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨を受けて、平成 30 年 7 月 9 日に被災府県宛て、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡を発出。
- ・ 今夏の酷暑及び熱中症発生の状況を受けて、平成 30 年 7 月 19 日に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛て、熱中症対策について周知を依頼する事務連絡を発出。
- ・ 熱中症予防月間の 8 月までの延長を受けて、平成 30 年 7 月 31 日に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛て、同延長を周知し 8 月中も熱中症対策のより一層の推進を依頼する事務連絡を発出。また同時に、自治体等における熱中症対策に係る取組を広く事例収集、分析し、効果的な熱中症対策の推進に役立てるため、自治体等を含め、熱中症対策として、個人への周知や、イベントの主催者、公民館や高齢者施設の管理者、企業の経営者等における熱中症の危険を踏まえた対応等の取組、暑さ指数(WBGT)を活用した取組、施設の設備や都市構造での暑さ対策等の取組等について、情報提供を依頼。
- ・ 台風第 21 号の被害を受けて、平成 30 年 9 月 5 日に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛て、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡を発出。

4. 熱中症対策シンポジウム

熱中症対策の実施を推進するため、地方自治体職員、民生委員、一般の皆様等に向けた熱中症に関する基礎知識や対策等に係るシンポジウムを開催。

対象者：地方自治体職員、民生委員、一般国民

開催日程・開催地：

6月3日(日)：東京、東京（小平市・町田市）、福岡

6月4日(月)：東京、埼玉、東京（小平市・町田市）、高知、福岡

※ 東京会場以外はインターネットによる中継配信

※ 全日程において、インターネット配信を実施。

5. イベント等における普及啓発

- ・ 6月2, 3日に行われたエコ・ライフフェア 2018（東京・代々木公園）において、熱中症予防に関する啓発資料の配布、熱中症予防に関するアンケート等を実施。
- ・ 熱中症予防強化月間に熱中症予防に係るイベント（7月14日（愛知・名古屋）、7月21日（東京・渋谷）、7月28日（大阪・梅田））を開催し、熱中症予防に関する啓発資料の配布、熱中症予防に関するアンケート等を実施。
- ・ 7月27日に行われた大手町・丸の内・有楽町夏祭り 2018 丸の内 de 打ち水において、熱中症予防カードや啓発グッズを配布。
- ・ 8月1, 2日に行われた「こども霞ヶ関見学デー」に来訪されるお子さん及び保護者に対し、熱中症予防カード及びスポーツドリンクを提供し、熱中症予防を呼びかけ。
- ・ 8月の行楽シーズンに国立公園を訪問される方に対し、ビジターセンター等で熱中症予防カードを配布し、熱中症予防を呼びかけ。
- ・ エコファースト企業の関連施設で熱中症予防カードを配布し、熱中症予防を呼びかけ。
- ・ 九都県市の日傘貸出イベントにおいて、暑さ指数計を活用した暑熱回避行動の呼びかけを実施（7月21日（神奈川・よこはま動物園ズーラシア）、8月4日（千葉・千葉市動物公園）、5日（東京・井の頭自然文化園））。
- ・ 株式会社ドンキホーテホールディングスと「熱中症予防声かけプロジェクト」の普及啓発で連携し、7月3日から8月31日までの間、店内モニターでの暑さ指数(WBGT)の表示や多言語対応の熱中症予防啓発ポスターの掲示等を実施。
- ・ 商業施設や金融機関、複合施設等が参画する地域一体となったクールシェア推進モデル事業「クールシェア in 日本橋」を7月26日から8月9日までの間、東京都中央区日本橋地区において実施。
- ・ 8月に観光庁を通じて、全国の観光案内所、宿泊施設、旅行会社へ熱中症普及啓発資料の配付等をメールで依頼。

6. ホームページ等における情報提供

- ・ 環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) において、熱中症予防情報を提供。平成30年7月豪雨を受けて、被災地の暑さ指数(WBGT)がすぐに確認できるよう、トップページにリンクを表示。

(1) 主な提供情報

①全国840地点の暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値（4月20日から10月8日まで）

○予測値：当日、翌日、翌々日（深夜0時まで）の3時間毎（3時、6時、9時・・・）の予測値

○実況値：現在の暑さ指数(WBGT)の実況推定値（実測地点においては実測値）

*暑さ指数(WBGT)の実測地点：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、高知、福岡、鹿児島、那覇（全国 11 地点）

- ②暑さ指数(WBGT)の個人向けメール配信サービス（無料）の提供
- ③暑さ指数(WBGT)と熱中症救急搬送人員数の関係について(週報)
- ④CSV 形式による暑さ指数(WBGT)数値データの提供
- ⑤「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版（平成 30 年 3 月環境省）」など暑熱対策技術の紹介
- ⑥「熱中症環境保健マニュアル 2018」、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」、「熱中症予防カード」などの熱中症対策に関する普及啓発資料
- ⑦熱中症に関する関係省庁の取組

(2) 利用状況等

①環境省熱中症予防情報サイトのアクセス件数

今年度の暑さ指数(WBGT)提供期間中のアクセス件数は約 3,000 万件。

期間	件数
平成 26 年 5 月 12 日～10 月 17 日	14,420,972 件
平成 27 年 5 月 13 日～10 月 16 日	12,701,487 件
平成 28 年 4 月 25 日～10 月 14 日	11,540,347 件
平成 29 年 4 月 20 日～9 月 29 日	12,133,194 件
平成 30 年 4 月 20 日～10 月 8 日	30,478,165 件

②個人向けメール配信サービスの利用状況について

今年度の個人向けメール配信サービスの利用者数は約 28,000 人。

- ・ 環境省公式ツイッター (https://twitter.com/Kankyo_Jpn/) において、7月から8月まで平日は毎日、暑さ指数(WBGT)に基づく熱中症対策等、熱中症に関する情報を発信。

7. 熱中症対策に関する普及啓発資料の作成・配布

環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル 2018」、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」、「熱中症予防カード」などの熱中症対策に関する普及啓発資料を作成し、以下の様に情報提供。

- ・ 地方自治体、教育機関や教育委員会等の関係機関に配付。

<作成部数の実績>

	マニュアル	リーフレット(一般)	リーフレット(高齢者)	ポストカード	携帯型カード	月間ポスター	DVD ①(一般)	DVD ②(専門)
平成 24 年度	16,000	300,000	700,000	140,000	203,000	—	—	—
平成 25 年度	17,000	307,000	794,000	62,000	203,000	5,000	—	—
平成 26 年度	58,000	571,500	943,000	93,000	391,500	5,000	—	—
平成 27 年度	45,400	1,005,000	1,050,000	194,200	795,000	42,300	—	—
平成 28 年度	39,200	873,800	1,119,000	179,350	864,000	43,500	29,800	28,540
平成 29 年度	31,900	855,700	1,205,000	242,800	888,800	52,700	18,200	18,100
平成 30 年度	68,000	1,295,000	1,370,000	—	1,481,000	90,500	9,300	9,500

- ・ 環境省熱中症予防情報サイトにおいて各資料の PDF 版を公開、スマートフォン等からも内容の閲覧が可能。(再掲)
- ・ 環境省で開催するイベント等において配布。(再掲)
- ・ リーフレット等を自治体側で印刷・配布が行えるよう、希望があった自治体に対し印刷用データを提供。
- ・ 普及啓発資料の希望が個別にあった場合には着払いで発送。
- ・ 政府広報による音声広報 CD「明日への声」等において情報を発信。

8. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

- ・ 平成 30 年 3 月に発行した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」について、引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集(スポーツ競技場や大規模イベント)を行った上で改訂予定。
- ・ 外国人に対する普及啓発の手法について検討。
- ・ 7 月 1 日から 9 月 15 日の間、主要競技会場周辺等 14 地区において暑熱環境を調査、結果を公表。

9. 自治体等における熱中症対策の推進

7 月に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛てに、自治体等における熱中症対策に係る取組について、情報提供を依頼し、約 2000 事例を収集。効果的な熱中症対策の推進に役立てるため、収集した事例を分析し、優良事例をとりまとめる予定。

10. 気候変動適応




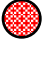


- ・ 熱中症関連施策を含めた気候変動適応の推進を目的とした気候変動適応法が、6 月 13 日に公布された。今後、12 月 1 日には施行される予定。
- ・ 同法第 7 条に基づく気候変動適応計画について、計画案のパブリックコメントを 9 月 19 日から 10 月 18 日まで実施し、関係府省庁との協議等を経て、11 月中に閣議決定する予定。また、同計画案では、「気候変動適応に関する分野別施策」の「健康」、「国民生活・都市生活」及び「農業、森林・林業、水産業」において、熱中症関連施策についても記載している。

<健康>

(1) 暑熱に関する適応の基本的な施策

【影響】

- 現在の状況としては、死亡リスクについて、気温の上昇による超過死亡（直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加は既に生じていることが世界的に確認されている。
- 熱中症については、気候変動の影響とは言い切れないものの、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されている。労働効率への影響等、死亡・疾病に至らない健康影響については、国内の報告は限られている。
- 将来予測される影響としては、死亡リスクについて、東京を含むアジアの複数都市で、夏季の熱波の頻度が増加し、死亡率や罹患率に関係する熱ストレスの発生が増加する可能性が予測されている。
- 日本における熱ストレスによる死亡リスクは、450s シナリオ及び BaU シナリオ（2100 年における平均気温上昇（産業革命前比）が約 3.8℃及び約 2.1℃）では、今世紀中頃（2050 年代）には 1981～2000 年に比べ、約 1.8～約 2.2 倍、今世紀末（2090 年代）には約 2.1～約 3.7 倍に達することが予測されている。
- 熱中症については、RCP8.5 シナリオ（1986～2005 年平均を基準とした長期（2081～2100 年）の変化量が 2.6～4.8℃（予測平均値 3.7℃））を用いた予測では、熱中症搬送者数は、21 世紀半ばには四国を除き 2 倍以上を示す県が多数となり、21 世紀末には RCP2.6 シナリオ（1986～2005 年平均を基準とした長期（2081～2100 年）の変化量が 0.3～1.7℃（予測平均値 1.0℃））を用いた予測を除きほぼ全県で 2 倍以上になることが予測されている。

- ・ 死亡リスク [重大性： (社)、緊急性：、確信度：]
- ・ 熱中症 [重大性： (社)、緊急性：、確信度：]

【気候変動影響評価報告書以降の新たな知見】

- 1 年間の真夏日（日最高気温が 30℃以上の日）の日数が多くなると、熱中症死亡数も増加する傾向にある。

【基本的な施策】

- 気候変動に伴う熱関連のリスクについては、引き続き科学的知見の集積に努める。<環境省地球局適応室>
- 気候変動が熱中症に及ぼす影響も踏まえ、熱中症関係省庁連絡会議の下で、関係省庁が連携しながら、救急、教育、医療、労働、農林水産業、スポーツ、日常生活等の各場面において、気象情報及び暑さ指数（WBGT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施する。<総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省保健部安全課、水局大気生活環境室>
- 熱中症に関するセミナーの開催、パンフレット作成等を通じて、国民の意識向上や、企業・地方公共団体の取組の促進を図る。<環境省水大気環境局大気環境生活室、環境省保健部安全課>

- 熱中症による救急搬送人員数の調査・公表や、予防のための普及啓発を引き続き行っていく。
＜総務省＞
- 学校における熱中症対策としては、熱中症事故の防止について、引き続き教育委員会等に注意喚起を行っていく。また、気候変動予測情報や児童生徒の学習習慣に与える影響等の観点から、夏季休業日をはじめとした休業日のあり方を検討する。＜文部科学省＞
- 農林水産業における作業では、炎天下や急斜面等の厳しい労働条件の下で行われている場合もあることから、機械の高性能化とともにロボット技術や ICT の積極的な導入により、作業の軽労化を図る。製造業や建設業等の職場における熱中症対策を引き続き推進していく。＜農林水産省＞

<国民生活・都市生活>

(3) その他（暑熱による生活への影響）に関する適応の基本的な施策

【影響】

- 都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしている。
- 将来、都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域ではより大幅に気温が上昇することが懸念されている。
- 日本の中小都市における100年あたりの気温上昇率が1.4℃（統計期間：1931～2014年）であるのに対し、主要な大都市の気温上昇率は2.0～3.2℃であり、大都市において気候変動による気温上昇にヒートアイランドの進行による気温上昇が重なっているとの報告が確認されている。

・暑熱による生活への影響 [重大性：●（社／経）、緊急性：●、確信度：●]

【基本的な施策】

（適応策の基本的考え方）

ヒートアイランド現象を緩和するため、実行可能な対策を継続的に進めるとともに、短期的に効果が現れやすい対策を併せて実施する。また、ヒートアイランド現象の緩和には長期間を要することを踏まえ、ヒートアイランド現象の実態監視や、ヒートアイランド対策の技術調査研究を行う。

○ 緑化や水の活用による地表面被覆の改善

- ・気温の上昇抑制等に効果がある緑地・水面の減少、建築物や舗装等によって地表面が覆われることによる地表面の高温化を防ぐため、地表面被覆の改善を図る。＜国土交通省＞
- ・大規模な敷地の建築物の新築や増築を行う場合に一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度等の活用や、住宅や建築物の整備に関する補助事業等における緑化の推進、一定割合の空地を有する大規模建築物について容積率の割増等を行う総合設計制度等の活用により、民有地や民間建築物等の緑化を進める。＜国土交通省＞
- ・都市公園の整備や、道路・下水処理場等の公共空間の緑化、官庁施設構内の緑化、新たに建て替えるUR賃貸住宅の屋上等の緑化を推進する。＜国土交通省＞
- ・都市農地は、都市の緑を形成する主要な要素になっており、ヒートアイランド現象の緩和など、国土・環境の保全の役割を果たしているため、都市地域及びその周辺の地域の都市農地の保全を推進する。＜農林水産省、国土交通省＞
- ・下水処理水のせせらぎ用水、河川維持用水等へのさらなる利用拡大に向けた地方公共団体の取組の支援や、雨水貯留浸透施設の設置の推進等により、水面積の拡大を図る。＜国土交通省＞
- ・路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術等の効果検証を実施するとともに、快適な環境の提供に資する道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化を図る。＜国土交通省＞

○ 人間活動から排出される人工排熱の低減

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）等に基づき住宅・建築物の省エネルギー化を推進するほか、自動車からの排熱減少に資する環境性能に優れた自動車の普及拡大、都市鉄道・都市モノレール・新交通システム・路面電車等の整備による公共交通機関の利用促進、エネルギー消費機器等の効率化に取り組む。＜国土交通省＞

- ・道路ネットワークを賢く使い、渋滞なく快適に走行できる道路とするため、交通流対策を推進する。〈国土交通省〉
- ・トラックによる貨物輸送から、鉄道・内航海運による貨物輸送へのモーダルシフトを推進するとともに、トラック輸送についても共同輸配送等を通じて輸送の効率化を図る。〈国土交通省〉
- ・官民連携協議会を推進母体に、下水熱利用の案件形成を支援する等、下水熱の有効利用を推進する。〈国土交通省〉

○ 都市形態の改善（緑地や水面からの風の通り道の確保等）

- ・都市を流れる「風の道」を活用する上での配慮事項等を示した「ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン」の活用を促進することにより、広域、都市、地区のそれぞれのスケールに応じて、都市形態の改善や地表面被覆の改善及び人工排熱の低減等の対策が適切に行われる都市づくりを推進する。〈国土交通省〉
- ・「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」及び「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」に基づく取組の推進、特別緑地保全地区制度等による緑地の保全、都市山麓グリーンベルトの整備や、雨水、下水再生水利用によるせせらぎ整備等により、都市における水と緑のネットワークの形成を推進する。〈国土交通省〉

○ ライフスタイルの改善等

ライフスタイルの改善に関しては、都市の熱の発生抑制を図る観点でのライフスタイルの改善に向けた取組の推進（市民活動による打ち水の実施、緑のカーテン等の普及推進、省エネルギー製品の導入促進、日傘の使用、夏の軽装推進等）及び自動車の効率的利用（エコドライブの推進）を図る。〈警察庁、国土交通省、環境省〉

○ 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進

- ・ヒートアイランド現象の観測・監視及び要因分析に関する情報を提供するとともに、内容の充実に取り組む。〈国土交通省〉
- ・建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の開発・普及促進、効果的なヒートアイランド対策のための都市計画に関する技術の調査研究に取り組む。〈国土交通省〉
- ・地表面の被覆や利用状況（土地利用・土地被覆）のモニタリングと時間変化は、都市化の進展やヒートアイランド現象を評価する上で重要であるため、地球観測衛星「だいち」で取得されたデータで空間解像度 30m という細かさで土地被覆分類図を作成し、一般へ公開している。今後は、アルゴリズムの更新等で土地被覆分類図の高精度化を推進する。〈文部科学省〉

○ 人の健康への影響等を軽減する適応策の推進

- ・暑熱回避行動による熱ストレスの低減を促すため、気象データより全国各地における暑さ指数（WBGT）の実況値・予測値を算出し、環境省熱中症予防情報サイトにおいて他の熱中症予防情報と併せて公表する。〈環境省〉
- ・適応策の効果を定量的に評価した上で、住民等が適応策導入の効果が実感できるような効率的な適応策の実施方法を明確化し、地方公共団体や事業者に対し、地域や街区、事業の特性に応じた適応策の実施を促す。〈環境省〉




<農業、森林・林業、水産業>




(4) その他の農業、森林・林業、水産業に関する適応の基本的な施策

◇農林水産業従事者の熱中症

【影響】

- 現在の状況としては、ハウスでの作業や夏季の下草刈り、畑作業など農林水産業における作業中の熱中症による死亡者数は、近年増加傾向¹にある。
- 将来予測される影響としては、熱中症発生率については、今後各地域で増加することが見込まれているほか、年齢別においても、65歳以上の高齢者で増加率が最も大きくなると予測されるなど、高齢者の割合が高い農林水産業において、その影響はより深刻になるものと考えられる。

・死亡リスク [重大性： (社)、緊急性：、確信度：]

・熱中症 [重大性： (社)、緊急性：、確信度：]

【基本的な施策】

- 熱中症に対する政府全体の取組としては、毎年7月を熱中症予防強化月間に設定するとともに、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討・情報交換を行うことを目的として、関係省庁で構成する熱中症関係省庁連絡会議を設置し、同月間中、熱中症予防に向けた対策を集中的に実施する。<農林水産省>
- 予防月間の実施に先立ち、都道府県や関係団体等に対し、水分・塩分のこまめな摂取や吸汗・速乾素材の衣服の利用などの注意事項について農林水産業従事者への周知を依頼するとともに、官民が連携して行う「熱中症予防声かけプロジェクト」を通じ、ポスター・チラシを作成し啓発を行う。<農林水産省>
- 今後も、通気性の高い作業着や熱中症の危険性が高い状況を知らせる熱中症計の活用等も含め、農林水産業従事者に対する熱中症予防対策について、関係省庁と連携して都道府県や関係団体等と協力し、周知や指導を推進する。<農林水産省>
- 農林水産業における作業では、炎天下や急斜面等の厳しい労働条件の下で行われている場合もあることから、機械の高性能化とともにロボット技術やICTの積極的な導入により、作業の軽労化を図る。<農林水産省>

¹ 直近5年間は20人前後で推移している

熱中症に関する来年度の取組について

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
地球環境局総務課研究調査室

1. 熱中症関係省庁連絡会議

熱中症対策に係る省庁の緊密な連携を確保し、効率的・効果的な施策の検討及び情報交換を行うことを目的として、熱中症関係省庁連絡会議を開催。平成 28 年度より同会議の構成員で開催している報道機関向け勉強会を継続して実施。

※構成員：消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省(事務局)

2. マニュアル等の作成・配布

熱中症環境保健マニュアル、リーフレット、カード、動画等の熱中症対策に係る普及啓発資料を作成し、地方自治体、教育機関や教育委員会等の関係機関に配付するとともにウェブサイトで情報提供。希望があった自治体に対しては印刷用データを提供。

3. ホームページ等における情報提供

環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) において、全国 840 地点の暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値(4月中旬～10月上旬頃)や2.の普及啓発資料等、熱中症に係る情報を提供。

4. 熱中症対策シンポジウム

熱中症対策の実施を推進するため、地方自治体職員、民生委員、一般の皆様等に向けた熱中症に関する基礎知識や対策等に係るシンポジウムを開催(6月頃、東京)し、インターネット配信を実施。

5. イベント等の実施

熱中症対策の実施を推進するため、熱中症予防に関する啓発資料の配布、熱中症予防に関するアンケートの実施等を行うイベント等を実施(6～7月頃、全国3都市程度)。

6. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

内閣官房が開催する東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議に参加。また、オリンピック・パラリンピックの主要競技会場周辺等の 14 地区における暑熱環境の調査、平成 30 年 3 月に発行した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」のスポーツ大会等の大規模イベントにおける実証、外国人

に対する普及啓発の手法に係る検討等を実施。

7. 自治体等における熱中症対策の推進

自治体等における熱中症対策について、地域気候変動適応計画の一部として盛り込めることも想定した、ソフト施策及びハード施策を含めた効果的な熱中症対策に係るガイドランスを策定するため、地方公共団体や民間企業等において行われている熱中症対策に係る優良事例を収集・分析し、分析結果を活用した実証事業を実施。

8. 気候変動適応

気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、熱中症関連施策を含めた各分野における気候変動適応施策を関係府省庁と連携して推進。